

○糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給補助に関する規程

平成22年1月1日

企業管理規程第31号

改正 平成23年6月20日企管規程第1号

平成28年3月29日企管規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、下水道法（昭和33年法律第79号）第10条第1項若しくは第11条の3第1項、糸島市集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例（平成22年糸島市条例第171号。以下「集落排水条例」という。）第6条若しくは第7条又は糸島市合併処理浄化槽施設の設置及び管理に関する条例（平成22年糸島市条例第172号。以下「合併浄化槽条例」という。）第8条の規定に基づき、排水設備を設置し若しくは浄化槽を廃し、又はくみ取便所を水洗便所に改造し、公共下水道又は排水処理施設に汚水を排除する工事（以下「改造工事」という。）を行う者に対し、その改造工事に必要な資金を融資あっせんすることにより水洗便所の普及促進を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 改造資金 改造工事を行うために必要な資金をいう。
- (2) 取扱金融機関 公営企業管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が改造資金の融資業務を行わせるため指定した金融機関をいう。
- (3) 融資あっせん 管理者が改造工事を行う者に対し、取扱金融機関に改造資金の融資のあっせんをすることをいう。

(融資あっせんの条件)

第3条 融資あっせんは、次に掲げる要件を備えている者でなければ受けることができない。

- (1) 糸島市内に家屋を所有する個人
- (2) 市税及び下水道受益者負担金又は下水道受益者分担金を滞納していない者
- (3) 改造工事費を一時に負担することが困難である者
- (4) 連帯保証人1人を立てることができる者

(平23企管規程1・一部改正)

(融資あっせんの額)

第4条 融資あっせんは、1家屋に対して1回限りとし、10万円以上50万円以下の額の範囲で管理者が査定した金額とする。ただし、融資単位は1万円単位とする。

- 2 改造工事に著しい変更が生じたときは、管理者は、前項の査定した金額の範囲内で変更することができる。

(融資の条件)

第5条 融資金の償還方法は、融資を受けた月の翌月から毎月元金均等償還とする。ただし、融資を受けた者は、いつでも繰上償還することができる。

2 融資金の償還期間は、36月以内とする。

3 融資金の利率は、管理者が取扱金融機関と協定した利率とする。

(連帯保証人)

第6条 第3条第4号に規定する連帯保証人は、次に掲げる要件を備えている者でなければならない。

(1) 一定の収入を有し、原則として市内に住所を有している者

(2) 市税及び下水道受益者負担金又は下水道受益者分担金を滞納していない者

(融資あっせんの申請)

第7条 融資あっせんを受けようとする者は、糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん申請書(様式第1号)に市税を滞納していない旨の証明書を添えて管理者に提出しなければならない。

(融資あっせんの決定及び通知)

第8条 管理者は、前条の申請があったときは、その内容を審査のうえ、融資あっせんを決定したときは、糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書(様式第2号)により、融資あっせんをしないことに決定したときは、糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん結果通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(融資の手続)

第9条 前条の決定通知を受けた者で、糸島市公共下水道条例(平成22年糸島市条例第170号。以下「公共下水道条例」という。)第8条第1項、集落排水条例第10条第1項又は合併浄化槽条例第11条第1項の規定による検査に合格し、公共下水道条例第8条第2項、集落排水条例第10条第2項又は合併浄化槽条例第11条第2項の規定による検査済証の交付を受けた者は、次に掲げる書類を提示して、取扱金融機関に融資の申込みをすることができる。

(1) 糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書

(2) 公共下水道条例第8条第2項、集落排水条例第10条第2項又は合併浄化槽条例第11条第2項の規定による検査済証

(3) その他取扱金融機関が必要と認める書類

2 取扱金融機関は、前項の申込みを受けたときは、その内容を審査のうえ、この規程に定める条件により融資を行うものとする。

3 取扱金融機関は、資金を融資したときは、糸島市水洗便所等改造資金融資通知書(様式第4号)により管理者に通知するものとする。

(融資あっせんの取消し)

第10条 融資あっせんを受けた者が、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、

管理者は、取扱金融機関と協議のうえ、融資あっせんの決定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に規定する要件を欠くこととなったとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。
- (3) 融資金の償還を怠ったとき。
- (4) その他管理者が当該融資の取消しを必要と認めたとき。

2 前項の規定により融資あっせんの決定を取り消したときは、取扱金融機関は、融資金の繰上償還を命ずることができる。

(利子補給補助)

第11条 管理者は、第4条の規定により融資を受けた者が、融資金を完済したときは、その者に対し約定弁済日（繰上償還があった場合は、当該償還日）までの間の利子の2分の1の額を補給補助する。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(利子補給補助金の申請等)

第12条 前条の規定による利子補給補助金を受けようとする者は、糸島市水洗便所等改造資金融資利子補給補助金申請書（様式第5号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、糸島市水洗便所等改造資金融資利子補給補助金決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、合併前の前原市水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給補助に関する規程（平成7年前原市企業管理規程第12号）、前原市農業集落排水事業水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給補助に関する規程（平成20年前原市企業管理規程第20号）、前原市個別排水処理施設整備事業水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給補助に関する規程（平成20年前原市企業管理規程第23号）又は志摩町水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給補助に関する規程（平成9年志摩町告示第57号）の規定によりされた手続その他の行為は、それぞれこの規程の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成23年6月20日企管規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月29日企管規程第3号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条関係)

事業区分	公共・特環・農集・漁集・個別								
受付番号	第	号	下記申請内容について融資あつせんを					することに決定してよろしいか伺い	
受付日	年	月	日	ます。				しないこと	
決裁日	年	月	日	係	係長	課長補佐	課長	部長	決定区分

糸島市水洗便所等改造資金融資あつせん申請書

年 月 日

糸島市長 様

申請者	(フリガナ)											
	住所	〒 —										
	(フリガナ)					印	電話	() —				
	氏名											
	生年月日			年		月		日	年齢	歳	性別	男・女
	勤務先名	電話 ()						年収	万円			

連帯保証人	(フリガナ)											
	住所	〒 —										
	(フリガナ)					印	電話	() —				
	氏名											
	生年月日			年		月		日	年齢	歳	性別	男・女
	勤務先名	電話 ()						年収	万円	申請人との関係		
	勤続年数	年 月		年収	万円							

水洗便所等改造資金の融資あつせんを受けたいので、糸島市水洗便所等改造資金融資あつせん及び利子補給補助に関する規程第7条の規定により、申請します。

融資あつせん申込額	万円	償還回数	12回・24回・36回	融資を受ける希望金融機関	銀行支店
工事概要	施工場所	糸島市			
	施工予定	年 月 日			
	完了予定	年 月 日			
	予定工事費(見積額)	円			
	指定工事店	店名			

注：1 内を記入してください。

2 添付資料 申請者及び連帯保証人の市税の滞納がない旨の証明書

※ 以下の欄は記入しないでください。

納税状況	備考	融資額	円
申請者の市税・下水道負担金・分担金		確認欄	
連帯保証人の市税・下水道負担金・分担金			
決定欄	年 月 日		
償還回数			

様式第2号(第8条関係)

糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請のあった水洗便所等改造資金の融資あっせんについて、下記のとおり融資あっせんを行うことに決定したので、糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給補助に関する規程第8条の規定により、下記のとおり通知します。

記

申請者	住所 氏名			
連帯保証人	住所 氏名			
施工場所	糸島市			
融資あっせん額	円	償還回数	回	金融機関
1 融資の条件	(1) 融資金の利率は、年利 %とする。 (2) 融資を受けた者は、いつでも繰上償還することができる。			
2 利子補給補助	第11条の規定により算定した額とする。			
3 その他	(1) 第10条の規定に該当するときは、決定を取り消すことがある。 (2) 金融機関の融資条件を満たしていないときは、融資できない場合がある。			
※ 金融機関に提出する書類				
① 糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん決定通知書				
② 申請者及び連帯保証人の市税の滞納がない旨の証明書				
③ 工事検査済証(窓口で提示されるだけで結構です。)				
④ 本人及び連帯保証人の所得証明書及び印鑑証明書(金融機関に何通必要かご確認ください。)				
注 1 ①～③については、同封している書類をそのまま提出してください。				
2 提出書類は、申請者本人が提出してください。				

様式第3号(第8条関係)

糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん結果通知書

第 号
年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請のあった水洗便所等改造資金の融資あっせんについて、下記の理由により融資あっせんできないことに決定したので、糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給補助に関する規程第8条の規定により通知します。

記

- 1 融資あっせんできない理由

様式第5号(第12条関係)

糸島市水洗便所等改造資金融資利子補給補助金申請書

年 月 日

糸島市長 様

(申請者)住所

氏名

印

電話

水洗便所等改造資金の融資金を完済したので、糸島市水洗便所等改造資金融資あつせん及び利子補給補助に関する規程第12条第1項の規定により、利子補給補助金を下記のとおり申請します。

記

申請番号 第 号

施 工 場 所	糸島市
融 資 金 の 額	円
利子補給補助金申請額	円 $\times\frac{1}{2}$ = 円 (1円未満切捨)

《振込先》

金 融 機 関 名	銀行 農協 組合	支店 支所	普通 ・ 当座
フリガナ 口座名義人			
口座番号			

注 利子補給補助金は口座振込としますので、振込先の情報を記入してください。

様式第6号(第12条関係)

糸島市水洗便所等改造資金融資利子補給補助金決定通知書

年 月 日

様

糸島市長

年 月 日付けで申請のあった水洗便所等改造資金融資利子補給補助金の申請について、下記のとおり決定したので、糸島市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子補給補助に関する規程第12条第2項の規定により通知します。

記

1 申請書番号 第 号

2 利子補給補助金額 円

3 利子補給補助金額積算基礎

基準利子補給補助額 補給補助率 利子補給補助金額

$$\text{円} \times \frac{1}{2} = \text{円(1円未満切捨)}$$

注 利子補給補助金は申請時に指定された口座に振り込みます。

様式第 1 号 (第 7 条関係)

様式第 2 号 (第 8 条関係)

様式第 3 号 (第 8 条関係)

(平28企管規程 3 ・ 一部改正)

様式第 4 号 (第 9 条関係)

様式第 5 号 (第12条関係)

様式第 6 号 (第12条関係)